

「第3回宮城県子ども・子育て会議」会議録要旨

日 時：平成26年7月29日（火） 午後2時45分から午後4時15分まで
 場 所：宮城県行政庁舎4階 特別会議室
 出席者：足立智昭会長，君島昌志副会長，阿部清茂委員，池川尚美委員，
 小林純子委員，紺野満理子委員，佐々木とし子委員，清野正信委員，
 高野幸子委員，村山十五委員，若生充行委員

1 開会

司会（子育て支援課 江間副参事兼課長補佐）

- 五十嵐陽子委員，奥村秀定委員，佐藤淳一委員，高崎かおり委員，高山秀樹委員，中野みゆき委員が所用のため欠席されておりまして，委員数17名に対し，11名の出席をいただいております。子ども・子育て会議条例第4条第2項の規定により，半数以上の委員の御出席をいただいておりますので，本日の会議が有効に成立しておりますことを御報告申し上げます。

2 挨拶

佐藤子育て支援課長

- 子ども・子育て支援新制度につきましては，平成27年4月からの施行に向けて，現在，国・県・市町村が連携しながら，準備を進めているところでございます。
- 本会議は，昨年11月の第1回，5月29日の第2回に続き，3回目の開催となります。これまで制度の概要とスケジュール，計画の構成案，区域の設定案等をお示しし，御意見・御提言を頂戴してまいりました。
- 本日は，子ども・子育て支援事業支援計画の素案を御説明いたしますので，皆様方から忌憚のない御意見・御提言をいただき，今後，それらをもとに修正を加えまして，中間案，最終案とより良い計画にしていきたいと思います。

司会（子育て支援課 江間副参事兼課長補佐）

- 「3 説明事項」に入らせていただく前に，前回の会議におきまして，子ども・子育て条例第4条第3項の中に，「会議の議事は出席委員の過半数で決する」との条文があることから，「議事に対しては決を採るべきではないか」という御指摘がございました。
- 会議の運営上，次第を作成する際に，審議事項については慣例で「議事」としておりますが，全ての審議事項が議決を必要とするものではないため，内容に応じて議決が必要な案件の場合は，決を採っていただくという考えのもと運営しているというのが実状でございます。
- 今後の取扱いといたしましては，審議内容を整理し，議決を必要とする「議事」と必要としない「説明事項」という形に分け，会議次第の上でもそのように分けて記載することにしたと考えておりますので，よろしくお願いたします。

3 説明事項

(1) 「みやぎ子ども・子育て幸福計画（仮称）第Ⅰ期（素案）について」

事務局より資料1-1の内容を、資料1-2で説明

- 本計画の位置付けにつきましては、みやぎ子ども・子育て幸福計画の一部として、また、子ども・子育て支援法第62条に基づく実施計画として策定いたします。

みやぎ子ども・子育て幸福計画は、「宮城の将来ビジョン」、「宮城県震災復興計画」を上位計画に持つ個別計画でございまして、みやぎの将来を担う子どもの健全な育成と、子どもを生み育てやすい地域社会づくりを総合的に推進していこうとするものでございます。

また、次世代育成支援対策推進法第9条に基づく行動計画に位置づけられておりまして、次世代法の行動計画と子ども・子育て支援法の実施計画を一体的に策定しようとするものでございます。

次に、みやぎ子ども・子育て幸福計画の理念につきましては、右上にありますとおり、「健やかな身体と豊かな心を持ったみやぎの子どもの育成」と「安心して子どもを生み育てることができる地域社会の実現」としまして、子どもの育成と子育て家庭への支援の2つを柱としております。

また、計画期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間としております。

- 次に、計画本文になりますが、国から示された基本指針に基づいて、8つの項目で構成されております。

項目の1つ目といたしまして、「区域の設定」につきましては、前回の会議でお示しさせていただいたとおり、現段階の案といたしましては、市町村毎を1区域と考えております。

- 項目の2つ目といたしまして、「各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期」につきまして、御説明いたします。

まず、「(1) 教育・保育の必要利用定員総数の算定に当たっての考え方」といたしまして、◆で3点ほど記載しておりますが、1点目として、各市町村において、住民に対し、教育・保育施設の現在の利用状況や今後の利用希望、保護者の就労状況に関するニーズ調査を実施していること。2点目として、そのニーズ調査の結果に基づいて算出した量の見込みを、市町村の子ども・子育て会議等で審議し、最終的な量の見込みを算出していること。3点目として、県は、各市町村の計画における数値を、県が設定した区域ごと、認定区分ごとに集計していること。

以上によりまして、県計画の教育・保育の必要利用定員総数を算定していくことといたします。

続きまして、「(2) 教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期」といたしまして、3点記載しておりますが、1点目として、市町村では、地域の実情や

多様なニーズに応じた提供体制を確保していること。2点目として、国が定める「待機児童解消加速化プラン」に基づき、平成29年度までに量の見込みに対応する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の整備・実施を目標としていること。3点目は、各年度における提供体制の確保の内容及びその実施時期を掲載すること。以上のとおり市町村がまとめた数値を県計画に反映することとしております。

ただし、計画書に記載する数値につきましては、※印にありますとおり最後にまとめて掲載することとしております。

- 項目の3つ目といたしまして、「子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保」につきまして御説明いたします。

まず、「(1) 認定こども園の普及に係る考え方」といたしまして、2点記載しておりますが、1点目として、新制度におきましては、幼保連携型認定こども園は、法律の改正により、単一の施設としての認可となり、また、指導監督や財政支援についても一本化されたこと。2点目として、幼保連携型をはじめとする認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化によらず柔軟に利用することができる施設であることから認定こども園の普及を促進することとしております。

続きまして、「(2) 設定区分毎の認定こども園の目標設置数及び設置時期」といたしましては、今後、既存施設の意向希望等を勘案して掲載する予定としております。

続きまして、「(3) 幼稚園及び保育所から認定こども園への移行に必要な支援その他地域の実情に応じた認定こども園の普及に係る基本的な考え方」といたしまして、3点記載されておりますが、1点目として、認定こども園への移行のための基準や手続きに関する相談等へ対応すること。2点目として、施設整備等に対して、国の補助金等を活用しながら財政的な措置をとること。3点目として、住民の利用希望に沿った教育・保育施設の利用が可能となるよう提供体制の確保を促進していくこととしております。

続きまして、「(4) 幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援等」といたしましては、認定こども園の普及を図るためには、幼稚園教諭と保育士がお互いの仕事の理解を深めることが大切であり、研修は教育・保育の一体的な提供を踏まえた見直しを図りながら実施していくこととしております。

続きまして、「(5) 教育・保育の役割、提供の必要性等に係る基本的な考え方及びその推進方策」といたしまして、2点記載されておりますが、1点目として、乳幼児期の発達は連続性を有することなどから、発達段階に応じた質の高い教育・保育・子育て支援を安定的に提供し、子どもが健やかに発達することが必要であること。2点目として、実施主体である市町村と連携し、国の補助制度を活用しながら、認定こども園の普及を図るなど、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供に取り組んでいくこととしております。

続きまして、「(6) 地域の教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互の連携の推進方策」といたしましては、地域型保育事業は原則として満3歳未満の保育を必要とする子どもが利用するため、満3歳以降も適切に教育・保育が利用できるよう施設の連携を促進していくこととしております。

続きまして、「(7) 認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携の推進方策」と

いたしましては、2点記載しておりますが、1点目として、地域社会、教育現場、行政関係者で構成する連絡組織を通じて、幼児教育の課題や現況に対する認識を共有し、連携しながら適切に対応していくこと。2点目として、幼・保・小連携推進地区を指定して実践研究を進め、より実行性のある連携・交流を推進していくこととしております。

- 項目の4つ目といたしまして、「特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置」につきまして、御説明いたします。

まず、「(1) 人材の確保及び質の向上のために講ずる研修等の具体的方策」といたしまして、保育従事者につきましては、3点記載されておりますが、1点目として、保育士の確保として、処遇改善をはじめとする労働環境の整備支援とともに、いわゆる潜在保育士の再就職等を保育士人材バンクにより支援すること。2点目として、資質の向上として、段階に応じた研修の実施とともに、現状及びニーズを把握しながら、実情に応じて見直しを図りながら研修を充実していくこと。3点目として、小規模保育等での保育士を補助する役割として、育児経験等を活かせる新たな保育資格である保育支援員の取得を促進していくこととしております。

続きまして、幼稚園教諭免許と保育士資格の併有の促進につきましては、改正認定こども園法に基づく要件緩和による資格取得により、特例期間である5年の間での取得を促進していくこととしております。

続きまして、放課後児童クラブ従事者につきましては、子ども総合センターを中心に関係機関と連携を図りながら計画的に実施していくこととしております。

続きまして、「(2) 幼稚園教諭・保育士等の必要見込み人数及びその確保方策」といたしましては、今回の計画で定める提供体制に合わせた保育教諭・保育士・幼稚園教諭・保育従事者・家庭的保育者・家庭的保育補助者の必要見込み人数を掲載することとしております。

- 項目の5つ目といたしまして、「子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項、その円滑な実施を図るために必要な市町村との連携」につきまして、御説明いたします。

まず、「(1) 児童虐待防止対策の充実」といたしまして、2点記載しておりますが、1点目として、児童相談所は市町村に対して技術的な支援も含めた後方支援を一層強化し、児童虐待防止対策推進の核として予防対策のための研修等を実施するとともに、再発防止のための研修会等を実施していくこと。2点目として、児童相談所のほか、市町村、各保健福祉事務所、その他関係機関と連携を図りながら、事例検討会や、情報交換会を実施するとともに、様々な理由により保護を要する子どもたちに対する支援を実施していくこととしております。

続きまして、「(2) 社会的養護体制の充実」といたしまして、2点記載しておりますが、1点目として、保護を要する子どもが、家庭的な雰囲気の中で養育されるよう、里親の下での養育を推進していくとともに、里親と児童養護施設の間を埋める対策といたしまして、ファミリーホーム事業を実施し、子どもたちをより家庭的な雰囲気の中で養育されるよう推進

していくこと。2点目として、震災により親を亡くした子どもの親族里親又は養育里親に対して、経済的支援を継続していくとともに、児童相談所や各支援機関等が連携しながら、研修会や意見交換会等の開催やベテラン里親による支援などを実施していくこととしております。

続きまして、「(3) 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進」といたしまして、3点記載されておりますが、1点目として、経済的支援や就業・自立支援センターを拠点とした就業支援など、ひとり親家庭の自立を支援していくこと。2点目として、法改正による母子家庭等への支援体制の充実などや、父子家庭に対する経済的支援の拡充など、ひとり親家庭に対する支援施策が拡充されたことに伴い、制度の普及・啓発を推進していくこと。3点目として、ひとり親家庭の相談に応じ、自立に必要な指導助言等を行うための支援員を引き続き配置していくとともに、多岐にわたる相談に対応していくために支援員の資質向上を推進していくこととしております。

続きまして、「(4) 障害児施策の充実」といたしまして、3点記載されておりますが、1点目として、医師、保健師等と連携しながら、心身の発達に問題を有する子どもを早期に把握し、発達支援を行うとともに、子どもの生活の質を高めるための支援を実施すること。2点目として、障害児保育事業や放課後児童健全育成事業の充実など、障害児の受入れを促進すること。3点目は支援体制の整備や実践研究の実施、成果の普及に取り組み、全ての障害のある幼児児童生徒に対する特別支援教育を総合的に推進していくこととしております。

- 項目の6つ目といたしまして、「市町村の区域を越えた広域的な見地から行う調整につきましては、案件があれば記載することとしております。

- 項目の7つ目といたしまして、「教育・保育の公表」につきましては、現在、国が導入を進めている全国総合システム等が持つ教育・保育施設及び地域型保育事業所に関する情報を、県ホームページ等を通じて公表することとしております。

- 項目の8つ目といたしまして、「労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携」につきまして、御説明いたします。
まず、「(1) 仕事と生活の調査の実現のための働き方の見直し」といたしまして、2点記載しておりますが、1点目として、家庭や地域、職場などでの人間関係を含む様々な男女共同参画に関する県民からの相談に対応するとともに、相談員の資質向上を推進していくこと。2点目として、仕事と生活の調和の実現のための各種支援制度の充実や、広報による普及啓発等により、労働者及び事業主の意識改革を促進していくこととしております。
続きまして、「(2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備」といたしまして、4点記載しております。項目の2つ目から4つ目までと重複する部分もありますが、1点目として、保育の運営費に対して引き続き支援するとともに、適正に保育が実施されるよう必要な指導を実施していくこと。2点目として、保育所等の計画的な整備とともに、認定こども園に対する支援等の情報提供により、認定こども園の設置を促進すること。3点目として、保育士の労働環境の整備支援や、保育士人材バンクによる潜在保育士の再就職支援により人材を確保

すること。4点目として、市町村が実施する地域子ども・子育て支援事業を支援し、地域の実情に応じて実施する子ども・子育て支援の充実を推進することとしております。

○ 以上で、「子ども・子育て支援事業支援計画について」の説明を終了いたします。

なお、今回、区域毎の量の見込み等につきまして、御説明する予定としておりましたが、市町村において、分析・補正が進んでいない状況もございますので、次回の会議でお示しいたしたいと考えております。

足立会長

○ ただ今、事務局より「みやぎ子ども・子育て幸福計画（仮称）第Ⅰ期〈別冊〉（素案）について」御説明がありました。

まず、事前に各委員から寄せられた御質問、あるいは御意見に対する事務局からの説明をお願いします。

事務局

○ 紺野委員から2点ほど御質問等をいただいております。

まず、1点目ですが、「利用の見込み量に対し、希望者が多くなった場合はどうするのか」との御質問に対しまして回答いたします。

実際の教育・保育施設の利用に関しましては、定員に達していなければ入所いただくこととなりますが、定員に達している場合は各市町村において提供体制を確保するため、施設の整備や事業の実施等に努めることとなります。

また、計画上の量の見込みに関しましては、市町村の子ども・子育て会議での議論を経て、必要に応じ、修正していくこととなります。

○ 次に、2点目ですが、「昨年度、保育所の利用希望は何%で、実際に利用した割合との差はどれくらいだったのか。その差をどう捉えるのか、議論が必要ではないのか」との御意見に対しまして回答いたします。

「ニーズ調査」につきましては、潜在的な需要も含め、昨年度、市町村において実施したところであり、それをもとに、現在、教育・保育の量の見込みと確保方策について検討されており、今後、市町村子ども・子育て会議において審議される予定となっております。

足立会長

○ 紺野委員、いかがでしょうか。

紺野委員

○ 実際の数値が今日出てくるのかと思ったので御質問しました。

差を捉えるというところがすごく大事ではないかと思ったので、0歳児と1歳児を入れたという数値に比べ、実際に利用した数値が少ない場合があると思うのですけれども、なぜそうなったのかというところが出発点ではないかと思いました。

足立会長

- 紺野委員からの御質問に関連して、他の委員から御質問等はありませんか。
無ければ、それでは清野委員の御質問に対する回答をお願いします。

事務局

- 清野委員から2点ほど御質問等をいただいております。
まず、1点目ですが、「児童館は地域における子育て支援拠点としての役割を担っており、放課後児童クラブと一元的に実施しているところも多い。児童館もこれまで以上に地域の子育て環境の活性化につながる質の高い事業を進めていかなければならないが、県として市町村が進める事業を検証し、運営形態に合った支援の充実を図っていただきたい」との御意見に対しまして回答いたします。
児童館につきましては、これまで地域の子育て支援拠点としても重要な役割を担ってきたと認識しております。
県では、子ども総合センターにおいて、児童館職員を対象とした研修を行っており、引き続き児童館が子育て支援拠点としての役割を果たせるよう支援してまいります。
- 続きまして、2点目ですが、「放課後児童クラブに従事する者に必要な研修内容や受講数については、いつ頃示される予定なのか。また、児童館に従事する者、放課後児童クラブに従事する者、双方、質の向上が図られるよう、関係機関とぜひ連携し研修計画を策定していただきたい」との御質問・御意見に対しまして回答いたします。
放課後児童クラブの支援員の研修につきましては、来月下旬に、国においてガイドラインの案がとりまとめられる予定となっております。
国から、ガイドラインの案が示されましたら、具体的な研修の内容を検討していきたいと考えております。

足立会長

- 清野委員、いかがでしょうか。

清野委員

- 1点目につきましては、次世代育成支援対策地域協議会で質問した項目と重複する部分があります。
児童館も地域の子育て支援拠点としての位置付けを持っております。宮城県の子どもたちがどの地域にいても同じような形で支援を受けられる体制を考えていただいて、是非来年度以降、放課後児童クラブが大幅に充実されるということを踏まえて、どのように市町村が事業を進めているのかというところを、いろいろ検証していただきながら、それぞれ地域の実態に合った形、あるいは運営形態に合った形で支援策をとっていただきたいというところがございます。
- 受講する研修内容については、国のガイドライン案をもって具体的に今後決定するという

話がありました。放課後児童クラブ、児童館に従事する職員の働く環境をしっかりと意識した中でやっていかないと、なかなか人が集まらないという状況も確かにございます。是非、処遇の面もそうなのですけれども、皆さんが働き甲斐のあるところにもっていく研修を、関係機関と連携をしながら策定していただきたいと思っております。

足立会長

○ 清野委員の御質問、事務局からの回答について、他の委員から何かありますでしょうか。

佐々木委員

○ 今、清野委員から児童館は地域における子育て支援拠点という話がありましたけれども、児童館のガイドラインのもとで、0歳から18歳の子どもがいて、いろいろな遊びが体験できるということもあるのですが、最近放課後児童クラブと一体化している状況が見られるところがあります。市町村担当職員で児童館というのは放課後児童クラブだろうと思われている方がたくさんいるので、是非、児童館そのものの在り方について、もう少し充実していただきたいと思っています。

足立会長

○ 他に御意見ございますか。

小林委員

○ 宮城県は中央児童館という日本に誇れる建物と、内容的にも素晴らしいプログラムを持っていたのですが、県総合子どもセンターに移行してから少し見えにくくなっているような気がします。

研修はしているのですけれども、例えば県児童館連絡協議会の動きや人材育成というのはそこでしかできないわけです。児童館職員の採用資格は、保育士や教員など、いろいろな職種を市町で採用しており、児童館は雇用の形態が市町村毎に異なっているために非常に現場でもわからなくなっているということが確かにあると思います。いろいろな市町村を訪ねてみると、苦労しながら現場の人材確保と運営をしているところがあるので、市町任せにしないで、ある程度の方向性というか、指針というのを県で示した方がよいのではないかと思います。

特に、私は被災地支援をしている中で遊び場の問題がどこからも出ています。この間調査しましたら、少なくとも調べた段階でまだ仮設に4,000人以上の子どもがいます。みなし仮設を含めるとたぶん倍くらいになると思います。そのサポートセンターの人たちが子どもの遊び場が足りない、学習の場が足りないと言っていますし、なかなか復興公営住宅が建たない中でこの問題を引きずっていくということになると、むしろ今から児童館を建てた方がいいくらいだと思っています。

非常に大事な施設ですので、市町村任せにせずに考えていただければと思います。

足立会長

○ 今の御意見に対して事務局いかがでしょうか。

事務局

○ 児童館の重要性というものは認識しておりますので、必要な支援を県としても行ってまいりたいと思います。

足立会長

○ 他に御意見ありますでしょうか。

池川委員

○ 先ほどの次世代育成支援対策地域協議会でもお話ししましたが、児童館、放課後子供教室、放課後児童クラブと、放課後をどのように考えていくのかということ、はっきりと体系的に考えていくということを見せていただければありがたいと思っています。

発達段階に合わせて自立していった子どもたちが児童館を自由に利用できるようになっていくものと思いますが、それ以前に被災地であるので、放課後児童クラブへの重きがあってよいのではないかと思いますので、放課後児童クラブについて更に言わせていただきますと、とにかく多様な放課後のニーズに応えられるだけの人材の確保というのは児童館以上に力を入れていかないと、今ゼロベースであるが故に大変な問題なのではないかと思っております。せめて人材の確保と資質の向上について、具体的な方向性をどこかに示していただきたい。保育所や認定こども園についてはいろいろなことが細かく出てきておりますので、保育士と見合うところまでいかななくても、具体的なものを作ってほしいと思っています。

例えば、保育士人材バンクと連携した放課後児童指導員の掘り起こしです。保育士は少なくとも保育士の資格がありますので、今の時点でどこかで養成を受けています。ところが、放課後児童指導員は現状では何も受けずにいきなり現場に入ります。「採用前の3月のうちに年度末までに何か研修を受けましたか。」と言うと「説明を受けただけです。」という新任の指導員がほとんどです。

ほとんどが非正規の職員だけでやっているというのが宮城県の現状ですから、その中できちんと子どもに、家庭に対応できる人を作っていくということが本当に大事なことだと思っています。資格認定の研修と同時に実践を振り返っていくような研修の制度を作っていかなければならないと思います。それについては、市町村を越えた研修を含めて考えていただきたいと思っています。

現状ですと、子ども総合センター1か所に集まるか、圏域、大きなブロックのような形で年1回はあるということはおかかっていますが、それでも出ていけない。例えば、たった2人しかいない指導員で1日研修に行くためには放課後児童クラブを休まないという事情もあつたりします。ギリギリのところでやっていますので、研修を受けられないという状況、それから遠方、気仙沼からでは遅刻して、早退していくような研修の状況ではまずいと思いますので、近くで全員が参加できるという研修の必要性を感じております。また、更に発達障害の子どもを含め、支援を必要とする子どもたち、心のケアが必要な子どもたちの問題が非常に大きな問題となっております。放課後児童クラブへの巡回指導、スーパーバイズと具

体的な方策を取っていただきたいと思っています。

足立会長

- 特にコアな部分は次世代育成支援対策地域協議会の中では述べなかった部分があると思うのですが、事務局いかがでしょうか。

事務局

- 放課後児童クラブにつきましては、新制度では支援員は都道府県が行う研修を修了する必要がありますので、それによって一定の質の向上が図られるものと考えております。また、県子ども総合センターにおきまして、放課後児童クラブの職員を対象とした研修を行っておりますので、それにつきましても必要に応じて見直しを検討したいと考えております。1, 2名の指導員しかいない放課後児童クラブにおいて研修に出ることができないという御意見について今後検討させていただきたいと思います。

足立会長

- 他に、清野委員の御意見に関連して、御質問等ありますでしょうか。無いようでしたら、その他の御質問、御意見はありますでしょうか。

高野委員

- 計画を見ていて全く出てこなかったのが、今、大変問題になっている貧困家庭のこと、子どもの貧困が出ていません。子どもの育ちや母子家庭、父子家庭の自立支援、全部見た中で貧困家庭、それから子どもの貧困に対してどうしていくのかということがありませんでした。御存知のとおり子どもの貧困は6人に1人と言われるくらいかなりの数です。保育所にいますと、本当によくこれで生活しているなという、生活保護を勧めたくなるようなお母さんもいますので、是非、今回の計画の中に県としてどう支えていくのかということをお考えいただけたらと思います。

足立会長

- 是非ご回答いただければと思います。

事務局

- 子どもの貧困の問題につきましては、法律ができまして、現在、国で大綱を策定している状況で、夏に示されるということになっております。その法律の中で、県としても子どもの貧困対策計画というものを、義務ではないのですが策定することになっているところがございます。そういった関係もございますので、そちらの計画とこちらの計画で、どのように、そういった部分について書いていくのかというのはあるかと思っております。今後、いろいろと検討させていただきたいと思っております。

足立会長

- 子どもの貧困について、他の委員何か御意見ございますか。

小林委員

- 今、いろいろ手がけている実際のケースを見てみると、行政だけでは賄えきれないほど様々な問題があります。ここにしっかり民間との連携やNPOとの協働など、そういうことも書き込んでいくことで広がりを持たせていくという方向で、意識的に環境生活部のNPO活動の促進班と連携していくというようなことも含めて書いていただければと思います。

足立会長

- 具体的な御提案だったと思います。
その他、貧困の問題について御意見ございますか。
無ければ、村山委員、先ほど手を挙げておりましたのでよろしくをお願いします。

村山委員

- 1ページの中に、区域の内容、広域利用という文言が出てきておりますけれども、2号認定の子どもは広域利用は可能なのですか。それとも広域利用は今後有り得ないのですか。
別冊ですと、6番に広域調整の案件が出てくれば記載すると簡単に書いてありますけれども、2号認定の子どもは広域利用できるのですか。

事務局

- 広域利用は可能です。

村山委員

- 広域利用が可能ということは、私立幼稚園に入園した2号認定の子どもは、仙台の子どもが名取に通っても受け入れるという話ですか。

事務局

- 基本的に、幼稚園につきましては、1号認定の枠しかありません。

村山委員

- 2号認定の子どもが今はいません。4月になると2号認定の子どもが増えると思います。幼稚園に通い、預かり保育をしている人のほとんどの人が2号認定ですので宮城県内に1万人ぐらいおります。その子どもが現在の私立幼稚園に通えなくなると、保育所だけで受入れ可能なのですか。

事務局

- いずれに致しましても広域利用は可能となります。

村山委員

- それは大丈夫ですか。私どもが入園募集をかける際、どこの地区の子どもでも、2号認定の子どもでも私立幼稚園に通えるというのは間違いないですか。

事務局

- 幼稚園型認定こども園の2号認定の枠に、2号認定の子どもを入れるということによろしいでしょうか。

村山委員

- それでは漏れる子どもがたくさんいると思います。待機児童が1万名増えます。幼稚園型認定こども園はそんなになる人がいません。希望している人がいません。ですから、保育園と幼保連携型認定こども園と幼稚園型こども園だけでは、2号認定の子どもたちを収容することはできないと思います。

高野委員

- 昨日、民間の保育所だけが集まった仙台市の説明会の中で、仙台市は待機児童が多いので広域入所は一切しないと書いていました。幼稚園型の2号認定がどうなのかという辺りは、国は出来そうですと言っているのです。だけど、国が出来そうですと言っても、それぞれの市町村がやらないと言えれば出来ないわけです。私も昨日話を聞いてきて少し不安だったので、その辺りは仙台市とよく確認を取っていただきたいと思います。

足立会長

- 今、高野委員から具体的なイメージでお話がありましたけれども、その点はいかがでしょう。

事務局

- 村山委員がおっしゃったのは、2号認定の子どもが特例施設型給付の対象として幼稚園を利用する場合という想定でしょうか。

村山委員

- そうではなくて、皆さん1号認定だと思って幼稚園を希望していますけれども、その中には市役所から2号認定を受ける子どもが出てくると思うのです。自分は1号だと思っていたのかもしれませんが、申請したら2号認定をもらってしまったという子どもが1万名ぐらい出ると思うのです。

今、宮城県内の幼稚園に3万名ぐらいいて、そのうちの3分の1は預かり保育をやっています。預かり保育をやっているということは週20時間以上の勤務証明があるのです。そうすると2号認定になります。その子どもは新しい制度では普通の幼稚園には入れません。だからといって、保育所で全部引き受けられるのかという心配をしているのです。

そこを最初に解決していかないといくら計画を立てても、とんでもない状況に陥るのかと思います。

足立会長

- 10月から幼稚園の園児募集が始まりますので、この段階で回答をいただかないと動けないので、今、ご回答をいただけますか。

事務局

- 2号認定の子どもにつきましても、特例施設型給付の対象となるということで、幼稚園を利用することはできます。

村山委員

- そういうつもりで子どもは募集をかけますけれども、国で公定価格を示された場合、2号認定をもらった人は、幼稚園の保育料よりも有利なのです。8時間預けても2号認定をもらった方が親の負担が少なくなるとはまずなのです。

4時間で25,500円の保育料なのだけれども、2号認定だと8時間で28,000円から30,000円ぐらいで入れるのです。その子どもは普通の幼稚園に本来入れないはずなのです。その補助金も普通の幼稚園に入れば貰えないのです。それをくれるというならいいのです。2号認定を受けた子どもの単価を、そのまま国が、県が、市が認めて、在園している私立幼稚園によこすというのであればいいのですけれども、それをできますか。

事務局

- 2号認定を受けた上で子どもが幼稚園を利用する場合も施設型給付の対象となりますのは、通常の教育時間4時間のみとなります。その後の利用につきましては預かり保育、一時預かりを利用することになります。

村山委員

- 預かり保育料を払って、保育料を払って、保護者が私立幼稚園に来ると思いますか。

事務局

- 2号認定の子どもが私立幼稚園を利用した場合の詳しい保育料とか、そういったものは国からまだ示されていませんが、基本的には1号認定の子どもが幼稚園を利用する場合と同じ扱いになると考えております。その後、預かり保育を利用する場合も一時預かりを利用するようになります。

村山委員

- その場合、預かり保育料は私立幼稚園で徴収できるのですか。4時間の教育課程以外ですので、新たに1万とか徴収することになりますけれども、それを認めてくれるのですか。2号認定を私立幼稚園に入れること自体は今の法律では難しいと思いますけれども、このままですと全国でこの騒ぎが起きると思います。

事務局

- 施設型給付を受ける私立幼稚園の預かり保育につきまして、新制度では、基本的に市町村から一時預かり事業を受託するというようになっております。幼稚園で行う預かり保育は、幼稚園型の一時預かり事業と呼ばれておりますが、こちらの詳細につきましては国でまだ決めておりませんので保育料の扱いはまだわからないという状況です。

村山委員

- わかりました。私立幼稚園としては10月から2号認定の該当児であっても私立幼稚園で保育が受けられると、保育・教育を受けられると募集をかけて大丈夫ですか。入園費も取ります。

事務局

- 御承知のとおり国から出されている事業者向けのQ&Aでは、村山委員の御指摘のとおり原則としては教育時間4時間だけと、1号認定だけの定員を設けると解答が書いてあります。一方で、幼稚園型の認定こども園については、2号認定も入れられるという形になっていまして、さらに、その2号認定を受けられるような子どもが幼稚園に入れられないのかという問いに、入れることはできますと書いてあります。

ところが、今、担当から話がありましたとおり一時預かり事業は市町村からの委託になりますけれども、そこで保護者負担を取るのかどうか、そういったことは全く語られていないような状況です。

そろそろ募集の話が出るということは重々承知しておりますので、今の担当の話も踏まえて早急に確認させていただきたいと思っております。それで、お話をしているとおり各市町村での計画もありますので、国のQ&Aでこう書いてあるから必ずこうなりますとも言えないところもありますので、その不足部分については、確認させていただいた上で回答させていただきたいと思っております。

足立会長

- 今、村山委員からいろいろ御確認したいことがございましたけれども、今の御回答ですとまだ不明な部分がまだあって明確でないと思っております。ただし、先ほど申し上げたようにもう園児募集をかける時期も近付き、刷り物もしなければならぬ時期になってきておりますので、なるべく早く明確な回答ができるようにと思っております。

その時、恐らく村山委員からの御質問以外にも似た御質問というのが私立幼稚園にはたくさんあると思っております。その辺りをできれば、場合によっては、村山委員は私立幼稚園連合会の代表として来ていただいているのですけれども、そちらと情報交換をしていただけて漏れがないようにしていただければと思います。

- その他、今の内容について、いかがでしょうか。
- それでは、他の委員から御質問ありましたら、よろしく申し上げます。

阿部委員

- 6 ページの5 「子どもに関する専門的な知識・・・」の中の「ロ 市町村や関係機関との役割分担及び連携の推進」の中なのですが、この中で、私の立場で、市町村の関係が少し取組には差があって問題があるとか、相談体制にも問題があるような表現に受け取れたのですが、少し文言を何とかならないのか、それほど町村の方はレベル的に低いものなのか、対応がまずい状況なのか、その辺りを御説明いただければと思います。

足立会長

- その辺りいかがでしょうか。

事務局

- こちらの内容につきましては、昨年度の2月に実施した連携会議において、いろいろ市町村の実情を公表していただいたのですけれども、その中で実際に何回も要保護児童対策地域協議会を開いているところもあれば、1回だけ開いているところもあり、差がありまして、そういうところにつきましては、今後も働きかけをしていくということです。

表現については、もし適切でないような表現があるということであれば、内容を調整しながら今後検討してまいりたいと思います。

足立会長

- それでは、他に御意見や御質問はありますでしょうか。

高野委員

- いただいた資料を見て、保育士人材バンクが県の委託でもって動き出したということは、大変私たちとしては感謝と同時に良かったと思っております。

前にもお話ししましたようにそこから見えてくるものとして、辞めた時点から何年か経って保育所がどうなっているだろうというときに、あんまり変わっていないということが、潜在保育士にしたら、少しショックなのかと思っています。

保育士の労働条件や処遇の問題で、どうしても辛いと言って辞めた人も、やはり保育士にまた戻りたいという思いがあっても、結局大変な中で辞めて、もう1回戻ろうかと言ったときに何ら変わっていない。むしろ、現場は、保護者に大変な方がいて辛いというところもあります。だから、保育士不足がなかなか解消しきれない。どこの保育所も2人、3人と欠員を抱えながらやっているという状況の中で、やはり国との関係になるのでしょうかけれども、保育士の処遇というものを是非考えていただきたい。

これは県、仙台市と監査が違うのでしょうかけれども、今、社会福祉法人は大変お金を持っている法人があって余裕があると厚生労働省が言うのです。それを何とか吐き出させて、それから国の金だとはっきり言う方がいるのです。私は他の法人の実態がわかりませんが、ただ、私も養成校に行っていますので、卒業生から電話をいただき、相談に乗ることがあるのですが、「8年も、9年も保育士をやっているのだけれど、手取りが13万くらいです。いつまでこの仕事をしていたら、先が見えてくるのでしょうか。」と相談をされますと、大変心が痛みます。だから、そういった意味で、保育の質を上げるとかよく言われるのですけれど

ど、現状では大変難しいと思います。

人を探すけれどもその条件が全然変わっていない、むしろ悪化しているという現場の状況を考えると、大変探すのが難しいと思います。是非、この計画の5ページにもあります「処遇の改善をはじめ労働環境の整備を支援する」というところを、言葉では何とでも書けるけれども、それを具体的にどうしていくのか考えていただきたい。

先ほど児童館の方もおっしゃっていましたが、本当に児童館も何でこんなに人がいるのだらうと思うぐらい、座る余地もないほどぎゅうぎゅうだし、保育所は保育所で仙台は120%以上入れていて子どもの数は多いのだけれども、それを見守る保育士、職員が少ないということは大変な問題だと思います。いろいろな家庭もあります。昔ならある程度お母さんやお父さんと協働で保育をしていて、お互いに支えあってというのが現場だったのですけれども、今は親が7で、子どもが3を育てなければいけないという現場にあって、保育士不足、処遇の改善がなされない労働条件など、そういうものについて、今回の計画を立てるに当たっては、是非、そこのところを本気になって考えていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

足立会長

○ 今の高野委員の御意見に対して回答はありますか。

事務局

○ 保育士不足の解消につきましては、保育士の処遇の改善が重要であるということは認識しております。新制度におきましては、消費税を財源に保育士の処遇改善もされることになっておりますので、また、消費税以外の財源が確保されれば、さらに改善されるということになっておりますので、基本的には新制度において保育士の処遇は改善されると認識しております。

高野委員

○ それも消費税が10%にならないといけないのでしょうか。

消費税が上がれば、上がればということになると、上がらなかったときは改善されないということです。絵に描いた餅みたいなので不安なのです。

足立会長

○ よろしくお願ひしたいと思います。

保育士、放課後学童クラブの指導員など、皆さん同じように人手不足ということが起きておりますので、是非この計画の中に入れていただければと思います。

○ それでは、その他で何かございますでしょうか。

紺野委員

○ 児童館にしても、保育所にしても、人材の不足というのはうかがったのですけれども、国の方で子育て支援員というのを創設することとしているのですけれども、本来、子どもを見

ていくのにプロが見ていかなければ大変だと思います。現在の子どもたちは本当に大変な子どもたちが増えていると感じているものですから、そうしたときに県として子育て支援員、補助員という形になると思うのですけれども、どのような形で、この計画の中に取り入れていくのか、取り入れていくとしたら、この人たちをどのように子育て支援員をやりたいという人たちを育てていくのかが見えません。

人が足りない、足りないと言っていて、なかなか成り手がいない。でも、現場ではプロが絶対欲しいわけですから、プロでない人がこれから入ってくるときに、質の向上が、子どもたちにとって大事な場が、本当に確保されるのだろうかという不安がすごくあります。

実際、児童館の子どもたちと接しているのですけれども、児童館の指導員自体の質も非常に疑問だと思っているものですから、そういった中で、子育て支援員を取り入れていくのか、実際の保育のプロをどのように育てていくのかということとどこをどのようにお考えなのかということをお聞きしたいと思います。

足立会長

- 前回の会議でも高野委員からも同様の御意見が出ていたかと思います。
子育て支援員の制度についてはいかがでしょうか。

事務局

- 子育て支援員につきましては、新制度におきましては、小規模保育や家庭的保育が新たに法律に基づく給付事業となり、事業の拡充に伴いまして人材の確保が必要になるということで、主婦を主な対象とした子育て支援分野の必要な研修を提供し、研修を修了した者を仮称ですけれども子育て支援員として認定するという制度が国の方で検討されております。

概要といたしましては、国が示すガイドラインによる全国共通の研修課程として、都道府県又は市町村が実施するということになっておりまして、この研修の修了者につきましては子育て支援員として認定しまして、全国で通用する資格ということになります。

内容といたしましては、10時間程度の共通研修と、小規模保育や放課後児童クラブなど、従事する事業によりまして5～15時間の追加研修を受けることになっております。こちらの具体的な研修時間につきましても国で放課後児童クラブと同じようにこれから検討されまして、カリキュラム案が示されることになっております。

事業の従事先としていろいろあるのですが、主に新しくできます小規模保育事業、こちらはA型、B型といったものがあるのですけれども、B型は、事業に必要な主な職員といたしまして、保育従事者における2分の1以上が保育士である必要がありますが、残りの方につきましては、子育て支援員がこの保育従事者になることができるということになります。

新制度による事業の拡充に伴いまして、人材の確保が必要となってきますので、県といたしましても国からカリキュラムが示されましたら、こちらの研修についてもこれから検討していきたいと考えております。

高野委員

- 国から提示があれば、県としては取り組んでいくという話がありましたが、宮城県もそう

いう制度を取り入れていくということですか。そうしますと、前にもお話ししましたが、小規模も来年度からは認定になります。私たちも120人定員の法人の認可保育園です。それから小規模も認可保育所です。小規模は20人しかいないからなのか、半分は保育士の資格がいない。私たちは保育士の資格がない人は保育士を名乗れない。これは法律で決まっていますのです。保育士の資格がない者が保育士を名乗ってはいけないというのがあるのです。保育士が国家資格になったときに国の定めでそのようになったのです。だから、私たちは保育士の資格を持たない人はいません。

ただ、足りない、足りないと言うけれども、足りないのは現場にいるので、一番分かります。それと同時に先ほども言いましたように、20年か、25年くらい前であれば、私はそんなにこの制度に疑問を持たなかったと思います。子育てを経験したお母さんが専門の資格を持つ保育士と一緒にやっていくというのを私はできたと思うかもしれない。ただ、今の子どもたちは本当に育てていかないとダメなのです。それで、幼稚園にしても、保育所にしても、就学前のこの0～5・6年の間が今どう子どもたちを育て、どう育てていくかで将来が決まると言われているほどです。

これは良い例かわかりませんが、小学校に行ったら給食を通して食育をやろうとか、小学校に行ったら朝とか、昼の読み聞かせで読書の好きな子にしようとか遅いのです。オギャーと生まれたそのときから学校に入るまでのこの5・6年で食育をしなければならない、そういう心を育てていかなければいけないという意味では、本当に考えていただかないと、手が足りないから10時間、15時間の講習を受けた人に頼みましょうかというのはいくらもありません。2年なり、4年の短大、大学から出てきた学生が即やれるかといえばやれない。これは養成校にもお願いしていますが、本当に保育所、幼稚園にいる就学前の子どもたちのことを、お金をかけて手をかけて本気になって考えていただきたい。

子育ての経験はすごく役に立ちます。子どものいる保育士と子どものいない保育士では考えが違います。ただ、保育所というのは集団で子どもを育てる、意図的に育てる現場ですから、お母さんが我が子を育てるのは違うのです。そこを考えていただいて、だからこそ、学校で2年間、又は4年間勉強してくるわけです。だからってすぐそれが1年で花開くかというところじゃないです。そういう子どもたちもまた私たちが教えていながら力を付けていくというときに、片方は半分無資格でもいい、そういう考えが今の子どもの実態を本当に考えているのかと思います。

国はそう言うけれども、宮城県は子どもにこのように力を入れて育てていくのだというがあっても、何でも国から下りてきた、国がこう言うからというのではなくて、宮城県独自のものがあっても私はいいと思うのです。

皆さんも子育てに関心がないわけではないので、是非、今回計画ができて、何年か進むわけですから、そんな資格の無い人が研修を受けたからというのではなく、本気になって考えていただきたい。国はやむを得ないのです。20万人、30万人分の保育士が足りないのです。お金さえかけてくれれば、何とでも資格取るためのいろいろなものがあると思うのですけれどもお金もかけない。

今の子どもたちを見てください、大変です。今、お母さんに期待できないです。お母さんたちが子育てできないのです。若いお母さんの育児能力がないというのは、若いお母さんに

失礼なのです。若いお母さんでも子育てがきちんと出来ている人もいます。ただ、子育てがわからない30, 35歳のお母さんでもわからない。だから、そういった意味では保育所や幼稚園が果たす役割というのはすごく大きいのです。8年も9年も経って、13万の給料をもらっている仕事ではないと思うのです。是非、そこをよろしくお願ひしたいと思います。

足立会長

- 前段の由々しい現状について御説明いただきました。高野委員の保育園は、日曜日も先生が集まって、午前・午後と研修をやっていらっしゃるくらいですので、先生のおっしゃるとおりです。一方で、国の施策があつて下りてきていますので、県としてどうするのかというところ、非常に難しいところかと思ひますので、まだ素案の段階ですので、何とか今の高野委員の御意見取り上げていただけるようにお願ひしたいと思います。もし、まだ意見を述べている段階なのですけれども、場合によっては議題にしなければならないような問題なのかもしれません。今日は時間が足りませんので次回にさせていただきたいと思ひますけれども、何らかの形でお答えいただければと思ひます。

足立会長

- 先ほど宿題として残りました2号認定の幼稚園の子どもをどうするのかといった問題を、早急に回答いただかないと幼稚園が動けませんので、村山委員と十分に情報交換いただきまして、間違ひない情報を提供いただければと思ひます。
- 以上で議事を終了させていただきます。

※事務連絡等

5 閉会

司会（子育て支援課 江間副参事兼課長補佐）

- 以上を持ちまして宮城県子ども・子育て会議を終了させていただきます。本日はお忙しい中、誠にありがとうございました。